

しまね特別支援教育魅力化ビジョン（案）に対するご意見とご意見に対する県教育委員会の考え方

No.	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県教育委員会の考え方
1	【I-1】 策定の趣旨	「特別な支援の必要な子どもは増加傾向にあり」とあるが、少子化で子どもが減少する中で、なぜ特別な支援の必要な子どもが増加するのか。	特別支援教育への理解や認識が高まり、特別な支援を受けることへの本人、保護者の抵抗感が少なくなったことや、教員の子どもを見立てる力が高まったことが考えられます。
2	【I-4】 島根県が目指す特別支援教育	「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」としているが、特別支援教育の魅力化とはどのようなものか。	ご意見を踏まえて、「特別支援教育の魅力化とは」と、項目を変更し、県教育委員会が考える特別支援教育の魅力化やインクルーシブ教育システムの考え方を示しました。
3	【I-4】 島根県が目指す特別支援教育	島根県が目指す特別支援教育に、なぜ、インクルーシブ教育システムについて言及されていないのか。国の考え方と異なるのか。	国が示している「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の考え方と県教育委員会の特別支援教育の方向性は同じです。
4	【II-1-(1)] 職業教育と就業支援の充実	「職業教育」と狭く捉えるのではなく、「キャリア教育」としてビジョンに位置づけてほしい。	ご意見のとおり、特別支援学校においても、キャリア教育は重要であり、小学部から切れ目ないキャリア教育の充実が必要です。I章にご意見を反映させました。
5	【II-1-(2)] 地域と連携・協働した教育の推進	特別支援学校と地域の連携を強化する仕組みとして、コミュニティスクールの導入が必要と考える。	特別支援学校には広範囲の地域から児童生徒が通学しており、特別支援学校の地域の捉えは、特別支援学校が設置された地域と特別支援学校に在籍する児童生徒の出身地域の2つがあると考えます。学校設置地域との連携は、「II-1-(2) 地域資源を活用した教育の推進」で記載したような連携を、児童生徒の出身地域との連携は、「III-2-(1) 交流及び共同学習の推進」を主に想定しています。
6	【II-1-(2)] 地域と連携・協働した教育の推進	特別支援学校は、学校が設置されている地域の子どもだけが通っているのではないため、地域と連携することは難しいのではないか。また、連携を強化する仕組みや体制はあるが、高等学校のようなコンソーシアムを構築するのか。	地域との連携を推進するために、令和4年度に全校に学校運営協議会の導入を目指します。また、特別支援学校魅力化コンソーシアムの構築を検討していきます。特別支援学校魅力化コンソーシアムでは、各校の教育活動の特色に応じて、共同で何らかの目的に沿った活動を行うことができる団体等（大学などの教育機関も含む）とのコンソーシアムを構築し、共生社会の形成を目指していきます。

7	<p>【II-1-(3)①】 学校看護師の計画的な配置</p>	<p>学校看護師を教員定数外で配置してほしい。</p>	<p>島根県立学校の医療的ケアについては、「島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン」により実施しています。特別支援学校については学校看護師に教育者としての側面も求めており、学校看護師を常勤講師として配置することとしています。</p> <p>今後も引き続き、この考え方に基づき学校看護師の計画的な配置に努めていきます。</p> <p>なお、配置にあたっては、医療的ケアの状況や児童生徒等の障がいの状態、医療的ケアの校内体制などの情報を学校から聞き取った上で、安全・安心な医療的ケア体制が確保できるよう、各校と協議して決定していきます。</p>
8	<p>【II-1-(3)②③】 就学前の早期の情報共有 医療的ケアに関する専門的な助言の提供</p>	<p>医療依存度の高い子どもの早期からの情報共有や学校に対する専門的な助言について具体的な方策を早急に示してほしい。</p>	<p>早期からの情報共有については、今後、県健康福祉部で配置を計画されている医療的ケア児等コーディネーターとの連携を推進していきます。また、市町村の相談支援体制づくりを検討する中で、市町村の保健師との連携も推進していきます。</p> <p>専門的な助言については、学校からの依頼に対し、「島根県立学校医療的ケアの実施体制の整備に関する運営協議会」から医師を派遣して助言を行っていきます。また、学校看護師へは、県看護協会と連携し、島根大学医学部や特別支援学校隣接医療機関などでの研修への参加を促していきます。</p>
9	<p>【II-1-(4)①】 通学支援の充実</p>	<p>市町村による通学支援に関する福祉サービスの実態把握と市町村に対する県の取組を検討してほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、障がい福祉サービスによる「通学支援」は、市町村における「地域生活支援事業」で実施されており、市町村の状況に応じて違いが生じています。</p> <p>今後、通学支援についての実態やニーズを把握し、各市町村とも課題や対応策について協議を行い、スクールバスや障がい福祉サービスなどによる通学支援の方法について検討していきます。</p>

10	【II-1-(4)②】 ICT活用の推進	特別支援学校におけるICT専門家配置について検討してほしい。	各校に専門家を配置することは困難ですが、ICT活用の推進については、各学校に専門家を派遣する研修を計画しています。学校における課題を聞き取りながら、研修を進めていきます。また、ご意見を参考に、今後、ICT支援員の配置を検討していきます。
11	【II-2】 就学前	就学前は保育所、幼稚園に在籍しているため、市町村の取組が中心に記載されているが、市町村によって取組に違いが生じている。県として市町村を支援することはないのか。	県教育委員会も市町村教育委員会や県関係部局と連携して、しまね特別支援連携協議会などで、県全体の就学前の子どもの支援について検討していきます。その情報を基に、市町村の関係部局、機関で構成する市町村特別支援連携協議会で、市町村の相談支援体制を構築し、周知のためのリーフレットの作成を行います。 また、県幼児教育センターと連携し、園(所)内体制や研修の充実を図っていきます。 県健康福祉部と連携し、子育て世代包括支援センターを中心とした相談が関係機関につながるようにしていきます。
12	【II-2】 就学前	知的障がいのある幼児が在籍する保育所、幼稚園に対し、特別支援教育に関する研修を県で実施しているのか。	県幼児教育センターが研修を実施しています。引き続き、県幼児教育センターとも連携し、研修等を実施し、特別支援教育の専門性を高めていきます。
13	【II-3-(1)①】 新しい学びの場の検討	新しい学びの場を新たに作ることは「共に学ぶ」と逆行するのではないか。県として「共に学ぶ」とと、「個に応じて学びの場を分けていく」ことのどちらを進めていくのか。	通常の学級での学習だけでは十分に力を発揮することが困難である児童生徒や教室に入りにくい児童生徒に対し、通常の学級に在籍しながら、個に応じた指導を行うことで、通常の学級で共に学ぶことができるようにしていきたいと考えます。
14	【II-3-(1)①】 新しい学びの場の検討	LD傾向のある児童を支援する校内体制構築の研究を市町村教育委員会と連携して行う必要がある。	設置の検討にあたっては、市町村教育委員会と連携していきます。

1 5	【II-3-(3)】 特別支援学級に対する 支援の継続	1学級8名の定数を減らすことはできないか。県単独でも必要ではないか。	定数改善については、国に対して要望をしているところです。 多人数の特別支援学級に対しては引き続き非常勤講師の配置を行いますので、ご理解ください。
1 6	【II-3-(3)】 特別支援学級に対する 支援の継続	自閉症・情緒障がい特別支援学級の指導の充実が大きな課題である。自閉症や情緒障がい、愛着障がい等について、研修を充実させる必要がある。また、小中学校の通級による指導の拡充も課題である。	支援専任教員に対しLD研修を行い、小中学校の支援の充実に活かします。また、県教育センターとも連携し、特別支援学級担任を対象とする研修の内容等を検討していきます。 小中学校の通級指導教室については、教員配置の基礎定数化に伴い、拡充が難しい状況ではありますが、「新しい学びの場」や「にこサポ」などの在り方も含めて、対応を検討していきたいと考えます。
1 7	【II-3-(5)】 通級による指導での 支援内容の共有	『「個への支援」が通常の学級においても効果的に行われる』とはどういう意味か。個への支援をそのまま集団でできるのか疑問である。個と集団を合わせて行うことが特別の教育課程を組むということと考える。「通常の学級」の下請け的取組が「通級による指導」と誤解を生む恐れがあると感じる。	ご意見の趣旨を踏まえて、以下のように修正しました。 『通級による指導で行われる「個への支援」を含め、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の学びの充実のためには、通常の学級における指導方法の工夫・改善も重要であり、通級による指導での児童生徒の状況や必要な支援について、通常の学級担任等との情報共有が必要です。』
1 8	【II-3-(5)】 通級による指導での 支援内容の共有	通級による指導担当者がICTの活用法を子どもに教えるということか。通級による指導担当者は通級による指導のスペシャリストであり、ICTのスペシャリストではないと考える。	通級による指導だけではなく、すべての学びの場で支援ツールとしてICTを活用し、またその活用方法について情報共有することが必要です。 自立活動として、ICT活用を学ぶことが必要な場合には、通級による指導でも積極的に指導していきたいと思います。 市町村教育委員会と連携してICT活用の好事例などの情報を周知していきます。 ご意見を踏まえて、修正しました。

19	<p>【II-3-(5)】 通級による指導での支援内容の共有</p>	<p>通常の学級担任と通級による指導担当者との連携がとれていない場合や進学時に引継ぎがうまくできていない場合がある。</p>	<p>ご意見のとおり、通常の学級担任と通級による指導担当者の連携や進級時の引継ぎは一貫した支援を行う上で必要です。このことは子どもが安心して学校生活を送ることにもつながります。特別支援教育コーディネーター向けハンドブックに情報共有の必要性や重要性を記載し、市町村教育委員会と連携して推進していきます。</p> <p>また、情報の引継ぎには保護者の同意が必要であるため、個別の教育支援計画の作成時にその活用方法や利点について保護者に周知を図ります。</p>
20	<p>【II-4】現状と課題 高等学校</p>	<p>高等学校の支援の必要な生徒の増加とあるが、調査の表からは顕著な増加が読み取れない。「増加」と書かれる別の指標や根拠があるのか。</p>	<p>特別な支援の必要な生徒数調査では、近年は横ばい状態ですが、全体の生徒数が減少する中で、10年間で割合が倍増しています。(H23: 1.6% ⇒R1: 3.1%) また、中学校特別支援学級や通級による指導対象の卒業生の高等学校への進学率が高くなっています。</p>
21	<p>【II-4】現状と課題 高等学校</p>	<p>中学校自閉症・情緒障がい学級に在籍した生徒が、学力不足により高等学校に進学できない状況がある。そのような生徒を対象とする、特別支援学校の部門、高校の特別支援学級の創設、積極的な私立高校への助成などの施策が必要ではないか。</p>	<p>中学校自閉症・情緒障がい学級卒業生の多くが、高等学校もしくは特別支援学校に進学しています。発達障がいのみを対象とした特別支援学校の部門設置や、高校への特別支援学級創設については、現時点で考えていませんが、特別な支援を必要とする生徒が様々な学びの場で適切な教育を受けることは重要であり、今後の国の動向を注視していきます。</p> <p>高等学校での学習保障については、通級による指導だけではなく、通常の学級における指導方法の工夫・改善も必要です。そのためには通級による指導での生徒の状況や必要な支援について、通常の学級担任、教科担当等との情報共有が必要です。合理的配慮アドバイザーやセンター校担当者を中心に、各校を支援していきます。</p> <p>また、中学校においては、支援専任教員によるLD支援を充実させるとともに、新しい学びの場の検討の中で障がいの特性に応じた教科指導の充実についても検討していきます。このような取組と並行して、中学校における進路指導の充実を図っていきます。</p>

2 2	<p>【II-4-(2)】 通級による指導の拡充</p>	<p>「令和3年度から巡回指導のできる拠点校方式を導入する」とあるが、具体的にはどのように配置され、どのように指導することになるのか。</p>	<p>令和3年度に出雲高校、浜田高校、令和4年度に松江北高校、益田高校、隱岐高校に巡回指導ができる担当者を配置し、通級による指導を希望する生徒が在籍する圏域の高等学校に巡回し、当該生徒の指導を行います。これにより県内どこの高校に進学しても通級による指導が受けられる体制を整えていきます。</p> <p>指導内容は、特別支援学校学習指導要領に規定されている障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動）を実施します。</p>
2 3	<p>【II-4-(2)】 通級による指導の拡充</p>	<p>拠点校方式が導入された後、自校通級も含め、どのような姿を目指すのか。巡回の形だと「担当者だけがするもの」という意識が残り、「学校全体で学校の生徒を見る」という意識が高まらないのではないか。</p>	<p>当面の間は拠点校方式と自校通級と併用していくますが、導入後の状況（希望する生徒数、実施生徒数、巡回の指導体制等）を把握し、自校通級を含めた県全体の体制を検討します。</p> <p>また、ご意見のとおり、学校全体で特別支援教育を推進していくことは重要であり、センター校が、各校での意識の向上も図っていきます。</p>
2 4	<p>【II-4-(2)】 通級による指導の拡充</p>	<p>浜田圏域は範囲が広いため、拠点校を浜田高校1校とするのではなく、邑智郡・大田市と江津市・浜田市に2つに分けて配置する必要がある。</p>	
2 5	<p>【II-4-(3)】 圏域のネットワーク構築による特別支援教育の推進</p>	<p>中学校からの引継ぎが十分ではなく、高校で支援が受けられないケースがある。未だに「特別な支援」は診断のある生徒に行われるものという捉えがある。人事異動ルールなどで特別支援学級や特別支援学校への勤務を課すことが有効ではないか。</p>	<p>中学校から高等学校への支援の引継ぎについては、今後、センター校を中心として充実させていきます。また、高等学校における支援についても、センター校や合理的配慮アドバイザーを活用して、必要な支援や合理的配慮の提供を充実させていきます。</p> <p>また、教員の専門性の向上については、人事交流や人事異動上の考慮等を検討していきます。</p>

26	<p>【II-4-(3)】 圏域のネットワーク構築による特別支援教育の推進</p>	<p>ネットワーク構築事業の推進教員の役割は大きい。拠点校方式導入に併せて、センター校の役割を具体的にアピールする必要がある。</p>	<p>センター校の通級担当者と合理的配慮アドバイザーが連携し、合理的配慮の提供や校内支援体制への指導助言を行っていきます。また、必要に応じて特別支援学校のセンター的機能とも連携していきます。 ご意見のとおり、各圏域において、センター校の具体的な役割について周知していきます。</p>
27	<p>【II-4-(4)】 合理的配慮アドバイザーの配置</p>	<p>合理的配慮アドバイザーについては、指導的な役割だけではなく、取組を学校と一緒に考えていくような役割を担ってほしい。</p>	
28	<p>【III-1-(1)】 就学相談・就学先決定の充実</p>	<p>「就学時に決定した学びの場は固定したものではない」とか、「柔軟に学びの場の見直しが検討されるよう」と記載されているが、一度、特別支援学級や特別支援学校に就学したら、見直しされることが少ない。</p>	<p>子ども一人一人のその時点での教育的ニーズに最も的確に応える学びの場の提供が必要です。そのためにはその時点での教育的ニーズや子どもの障がいの状態、学校等での適応状況などを的確に把握する必要があります。 特別支援教育コーディネーターを中心に校(所・園)内委員会の活性化を図り、学びの場の見直し検討されるよう、特別支援教育コーディネーター向けのハンドブックを作成するとともに、特別支援学校センター的機能や特別支援教育支援専任教員からの助言を行っていきます。 市町村教育委員会に対しても、就学先決定後の学びの場の見直しについて、小中学校へ助言を行うように促していきます。また、特別支援学校においても校内で検討するように促していきます。</p>
29	<p>【III-1-(1)】 就学相談・就学先決定の充実</p>	<p>学びの場を検討する校内委員会に県指導主事や支援専任教員、センター的機能担当者が参加する目的は何か。市町村教育委員会の業務ではないか。</p>	<p>就学先は、市町村教育委員会が決定することとなっています。県指導主事や支援専任教員、センター的機能担当者の校内委員会への参加は、あくまでも教育相談業務の一環として、学校が必要とした時に、子どもの実態や適応状況の見取りなどの専門的な意見を提供することを念頭に置いています。その意見も参考に、校長が市町村教育委員会へ学びの場の変更の連絡をするかどうかを判断してもらいます。市町村相談支援チームとの調整を図りながら、支援していきたいと考えます。</p>

3 0	【III-1-(2)】 学校間等での引継ぎの充実	個別の教育支援計画について、活用方法と活用による利点の周知に、配慮事項も含めてほしい。配慮事項とは、個別の教育支援計画を活用した引継ぎを行う際のルールや方法を明確にすること。	ご意見の内容は「活用方法」に含んでいます。個別の教育支援計画作成時に、保護者と活用について合意しておくことが重要です。その中で、どのような時に、どのような人に対して、どのような方法で活用するのかを明確にしておく必要があります。今後、保護者向けのリーフレットや特別支援教育コーディネーター向けハンドブックで活用の事例等を示していきたいと考えます。
3 1	【III-1-(4)】 関係機関との連携の促進	障がいのある外国人児童生徒等とあるが、障がいがなくても言葉が通じにくいなどの課題があり、支援が必要と考える。	しまね特別支援教育魅力化ビジョンは障がいのある外国人児童生徒等を対象としています。趣旨をご理解ください。
3 2	【III-1-(5)】 生涯にわたるスポーツ・芸術活動の推進	保護者や子どもが安心して参加できるよう、座席や見学方法が配慮されるなどの社会の仕組みが必要と考える。	ご意見のとおり、障がいのある子どもが安心して社会に参加できる仕組みが必要です。県健康福祉部とも連携し、合理的配慮の提供を推進していきたいと考えます。
3 3	【III-2 現状と課題】 特別支援教育の理解・啓発	県では、あいサポート運動を実施しているが、今一度、運動の在り方、内容について見直すべきではないか。 障がいのある子どもの家族に対し障がいを理解する機会を設けてほしい。その際には親の会などとの連携をしてほしい。	障がいに対する理解・啓発を県健康福祉部とも連携して、充実させていきたいと考えます。 各学校においても、特別支援教育コーディネーターを中心に、障がい児・者に対する理解・啓発活動や保護者対象の研修、相談が実施されるよう、市町村教育委員会とも連携していきます。
3 4	【III-2】 特別支援教育の理解・啓発	各小中学校では、独自に理解教育が行われているが、障がいのない子どもたちにきちんと理解・啓発を図るために、統一した理解教育の学習教材を県で作成してほしい。その際に、発達段階に応じたものを作成してほしい。	ご意見のとおり、特別支援教育の理解・啓発に理解教育は重要だと考えます。現在、学習教材として県健康福祉部と県社会福祉協議会で作成した小学校高学年向け資料「障がいを知り、共に生きる。」が各校に配布されています。また、障がい理解用のあいサポート研修DVDが障がい福祉課HPに掲載されています。理解教育の参考となる資料について情報提供を図るとともに、ご意見を県健康福祉部と共有していきます。 県教育委員会も、ハンドブック等で理解教育の事例を示したり、理解教育の実施を促すなどし、理解教育の推進を図っていきます。

3 5	【III-2-(1)】 交流及び共同学習の充実	交流及び共同学習を行事などで触れ合うなど形だけのものでは、「共に支え合う意識の醸成」は図れない。「副次的な籍」を置く都道府県もあると聞くが、島根県ではそのような取組はしないのか。	交流及び共同学習を意義あるものにするためには交流校同士の連携が必要です。文部科学省の「交流及び共同学習ガイド」で具体的な取組方法が示されています。こうした資料の周知を行うなど、交流及び共同学習が意義ある活動となるよう推進していきます。なお「副次的な籍」については、国や他県の動向等を注視してまいります。
3 6	【III-2-(2)】 地域との連携・協働を通した理解・啓発の推進	特別支援学校の児童生徒や保護者に対して、出身市町村から支援の情報を提供する体制が必要。	特別支援学校の児童生徒の出身地域との連携については、市町村や公民館、民生児童委員、相談支援専門員などとの連携が必要と考えます。各校で入学時や個別の教育支援計画を作成する際などに、市町村の担当者と協議するなどし、出身地域との連携を深めていきます。 県教育委員会としても、しまね特別支援連携協議会などの場で、地域との連携について協議するなど、市町村との連携について学校を支援していきます。
3 7	【III-2-(3)】 障がいのある子どもの保護者との連携の促進	保護者の理解を図っていくために、寄り添ったり、情報提供したり丁寧に関わることが必要だ、という文脈とされる。「連携」とは、そのようなものではないはずであり、教員の関わりは保護者の理解を促すためのものではないと考える。	ご意見を踏まえて、家庭と情報を共有し、協働することが必要という趣旨に修正しました。
3 8	【III-2-(3)】 障がいのある子どもの保護者との連携の促進	外国人児童生徒等の保護者への情報提供として、日本の特別支援教育や就学の仕組みがわかるリーフレットがあるとよい。また、県教育委員会が保護者への情報提供体制を整備してほしい。	国立発達障害情報・支援センターにおいて、外国人保護者向け多言語版パンフレット「お子さんの発達について心配なことはありますか?」を作成しています。これらのパンフレットも参考にしてください。 また、入学してからの対応については、公益財団法人しまね国際センターとも連携して支援をしていきます。今後も保護者への情報提供体制については検討していきたいと考えます。

3 9	<p>【IV-1-(1)】 特別支援教育に関する指導力の向上</p>	<p>初めて先生になった者や講師が特別支援学級担任や通級指導担当者になっている。研修をしていると思うが、専門性が確保されていると言えるのか。また、特別支援学級担任が学校の中で孤立しているようなケースもある。このような状況で専門性が高まるのか。</p>	<p>県教育委員会では特別支援学級担任、通級による指導担当者を初めて担う教員に対して、研修や支援専任教員や特別支援学校センター的機能による助言や支援を行っています。これらの取組を引き続き実施とともに、教員が参考とすることができます具体的な情報が掲載されている島根県教育センターHPの周知や外部の資源を活用した校内研修の実施を推進していきます。</p>
4 0	<p>【IV-1-(1)】 特別支援教育に関する指導力の向上</p>	<p>特別支援学級担任に向けた積極的な支援が必要ではないか。様々な相談支援の人材が連携して、地区ごとの特別支援学級を支えていくことが必要である。また、特別支援学級担任の育成体制も必要と考える。</p>	<p>また、特別支援学級を実際に経験し、特別支援教育の見識が高まるよう、多くの教員が特別支援学級担任を経験できるような仕組みや人事異動上の考慮を検討していきます。</p> <p>管理職向けの研修などで、学校全体での特別支援教育の推進を促していくとともに、特別支援教育コーディネーターが校内の特別支援教育を担う教員の相談窓口となるよう、特別支援教育コーディネーター向けハンドブックに示していきます。また、相談窓口として外部の相談機関の周知も併せて行います。</p> <p>特別支援学級担任の人材育成は小中学校校長会や市町村教育委員会とも連携し、検討していきたいと考えます。</p>
4 1	<p>【IV-1-(1)】 特別支援教育に関する指導力の向上</p>	<p>特別支援学校では、多くの研究授業を実施しており、近隣の小中学校、高等学校の教員が簡単に参加できると良い。</p> <p>また、特別支援学校教員が小中学校で学ぶことも必要と考える。</p>	<p>特別支援学校のセンター的機能として、各校の研修や授業公開を近隣学校等に案内しています。引き続き、各特別支援学校で地域の小中学校、高等学校等への研修機会の提供を積極的に行っていきます。</p> <p>また、特別支援学校と小中学校、高等学校との人事交流を有効的に活用して、専門性の向上を図っていきたいと考えます。</p>

4.2	<p>【IV-1-(1)】 特別支援教育に関する指導力の向上</p>	<p>高等学校に特化した研修プログラムを体系的に組む必要がある。特にベテランの教員の意識を変えていくことが必要である。</p>	<p>ご意見のとおり、高等学校においても教職員の専門性の向上は重要と考えます。各校の特別支援教育コーディネーターとも連携して、校内研修を推進していきます。</p> <p>また、通級による指導が拡充していくなかで、高等学校でも特別支援教育への理解が進んでいくと考えられます。センター校による教員への助言等も積極的に行っていきます。</p> <p>研修派遣や特別支援学校への人事交流などを通して、高等学校の特別支援教育を担う人材の育成も図っていきます。</p>
4.3	<p>【IV-2-(1)】 特別支援教育の中核的・指導的役割を果たす教員の育成</p>	<p>中核的・指導的役割を果たす教員とはどのような教員で、その教員をどのように育成していくのか。</p>	<p>中核的・指導的役割を果たす教員として、特別支援学校の管理職、県教育委員会指導主事、特別支援学校センター的機能担当者、特別支援教育支援専任教員などを想定しています。高等学校の通級指導担当者の育成も必要です。</p> <p>特別支援学校長会などの各種校長会や市町村教育委員会と連携して長期的な視点に立った人材育成を計画し、研修派遣や人事交流を行っていきます。</p>
4.4	<p>【IV-2-(1)】 特別支援教育の中核的・指導的役割を果たす教員の育成</p>	<p>専門性のある教員を専門職的に育てる必要ではないか。中学校のように小学校での特別支援教育教員採用枠を設けてはどうか。</p>	<p>ご意見のとおり、専門性の高い教員を育成していくことは必要です。IV-2-(1)で示しているとおり、中核的・指導的役割を果たす教員の育成を考えています。まずは市町村教育委員会から推薦のあった教員に対する研修を県教育委員会で実施し、市町村で中核的な役割を担える人材を育成していきます。いただいた教員採用枠のご意見については、今後、検討の参考とさせていただきます。</p>

4 5	【全体】	保護者もこのビジョンを見て、将来のことを思い描くので、「検討」という言葉ではなく、「検討・実施」と強く表現してほしい。	本ビジョンは、今後10年間の基本的な考え方や取組の方向性を示しており、現段階で確定していない施策や方策もあり、このような表現としております。今後、本ビジョンを基に検討し、必要な施策に取り組んでまいります。
4 6	【全体】	記載された内容が進んでいくことは、親としてもうれしい。しかし、新しい取組で教員に負担がいき、指導に影響がないよう、行政が現場の声を反映させながら、努力してほしい。	県教育委員会としましても、学校からの意見や状況を把握しながら、教育現場に必要な施策について検討し、取り組んでまいります。子どもはもとより、保護者、教職員、地域にとっても魅力ある特別支援教育を目指していきたいと思います。
4 7	【全体】	特別支援学校のセンター的機能が様々な支援を行うよう書かれているが、全て行うのは困難である。市町村の相談体制を含め役割分担してほしい。	ご意見のとおり、特別支援学校センター的機能が全ての支援に対応することは困難であると考えます。 市町村の相談支援体制を検討する際に、様々な相談支援の資源活用について、市町村ごとに検討していきます。

【感想としてのご意見】

	感 想
1	新型コロナウイルス感染症等のことも明記されていて、いいと思いました。ありがとうございました。
2	特別支援学級や通級指導教室に通っている子どもの親さん達がみな、常に願ってやまないことです。このビジョンが絵にかいた餅にはならないよう、実現に向け、ぜひともよろしくお願い致します。
3	全体的にはこれから島根県の特別支援教育の方向性として十分なものだと思います。ありがとうございました。これを具体的にどう現場で実現させるかがとても難しく、時間がかかることだと思います。そのために、どういうやり方が一番良いのかと一緒に考えていくべきだと思っています。